

<タイトル> 佐渡汽船での新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る新たな取組について

このたび、市が行った要請に対し、佐渡汽船では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る新たな取組として、令和2年4月13日(月)始発便より、来島者に対して乗船前に乗船名簿への記入をお願いするとともに、佐渡汽船ターミナル内に「健康観察票」を配置いたしました。

① 乗船名簿の記入(新潟港ターミナル及び直江津港ターミナル)

- ・ 来島者(特に帰省等でお越しの方)に対し、乗船名簿に氏名、住所、及び連絡先等を記入していただきます。

<お問合せ先>

佐渡市役所 交通政策課 : 電話 0259-63-3184  
佐渡汽船 総務部総務課 : 電話 025-245-2311

② 健康観察票の配置(新潟港ターミナル及び直江津港ターミナル)

- ・ 新潟港ターミナル港及び直江津港ターミナル内にご自身の行動記録等を書き込める「健康観察票」を配置いたします。

<お問合せ先>

佐渡保健所 : 電話 0259-74-3403  
佐渡市市役所 市民生活課 : 電話 0259-63-3115